

(キルギス知的財産庁により公表された救済措置の仮訳)

キルギス知的財産庁から日本国出願人に対する出願手続期限に関する通知

- ・キルギス知的財産庁
- ・キルギス知的財産庁ニュースレター
- ・国際協力

公開日:

2011 年 4 月 18 日

キルギス知的財産庁 (Kyrgyzpatent) は、日本国からの出願者及び／又はその代理人 (以下「出願人」という) に対してお知らせします。これは、日本国におけるこの度の震災により損害を被った地域の権利者及び出願人が、キルギス知的財産庁に提出している書類に係る期限を遵守できない事例に対し、現在の法律に従った対処法を通知するものです。上記書類とは、知的財産に係る出願や審査結果に対する異議申立て(審判)に関する書類等を意味します。

出願人および商標権者のための情報は以下のとおり:

- 審査請求又は商標登録出願審査後のキルギス知的財産庁の審査決定に対する異議申立てに係る追加資料の提出期限は、出願人が請願すれば延長可能である。キルギス知的財産庁からの要求書を受け取れず、回答を提出できなかった場合、キルギス知的財産庁は要求書を再送付し、回答提出期限は当該要求書の受理時点から起算される。それ以降の手続については、通常通り行われる。
- 出願人が商標登録及び登録証発行に関する料金を期限内に納付出来ない場合、出願人が請願すれば、キルギス知的財産庁は登録決定の謄本の写しを再送付する。その場合、料金支払い期限は、当該謄本の写しの受理時点から起算される。
- 権利者による商標登録更新料金の支払い不履行の場合、権利者が請願すれば、キルギス知的財産庁は当該料金の支払い期限の延長を可能とし、本期限はそのような請願の受理時点から起算される。
- 商標登録出願に対して、出願人は法律に基づいた商標の審査結果通知を受理する。出願人による全ての主張は、もしそれが当該出願に対するキルギス知的財産

庁の決定の前に提出されたものであれば、審査において考慮される。

出願人及び特許権者への情報：

● 出願人の要請による通知又は決定は、いずれも不受理の場合には再送される。当該出願人による回答又は更なる対応のための期限は、相当する文書の受理時点から起算される。

キルギス知的財産庁は、日本国出願人との意志疎通及び出願書類・出願・期限の問題に関する情報をお待ちしております。

URL: <http://patent.kg./en/news/2011/04/19/kp>